

(あて先) 寝屋川市上下水道事業管理者

住所
 申込者 氏名 _____
 電話 () -

共同住宅等直結増圧式給水装置維持管理誓約書

建築物の所在地	寝屋川市	
建築物の用途	下記の建築物で該当するものに■又は☑をする。 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 雑居ビル <input type="checkbox"/> その他()	
建築物の名称		
管理責任者	住所 氏名	緊急連絡先 () -

上記の建物に係る、直結増圧給水方式及び直結直圧給水方式による給水装置の維持管理について、下記事項について誓約します。

記

(使用者等への周知)

- 給水方式について次のような特徴を理解し、使用者に周知させるとともに、直結増圧式給水装置による給水の方式について苦情を上下水道局に一切申し立てません。
 - 停電や故障により増圧ポンプが停止したとき、または、制限給水等により一時的な断水や、水圧低下に伴う出水不良が発生したときには、装置一次側に備え付けの共用水栓(非常用給水栓)で対処します。
 - 直結増圧式給水装置を設置したもので受水タンクのような貯留機能がないため、上下水道局の配水管工事、メーター取り替え作業や突発の事故等の場合には、復旧するまでの間、一時的に水の使用ができなくなることを理解し承諾します。

(定期点検等)

- 増圧式給水装置及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年ごとに1回の定期点検を実施し、その都度必要な修繕及び保守点検を行います。

(損害の補償)

- 増圧式給水装置に起因して、逆流または漏水が発生し、上下水道局もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

(管理人等の変更の届け出)

- 装置の所有者、管理責任者、または維持管理の指定業者等に異動または変更を生じたときは、直ちに上下水道局に届出します。
 装置の所有者が変更の場合は、この誓約書の内容を承継いたします。

(メータの管理等)

5. メーターは、善良なる管理者の注意をもって保管し、検針、取替えまたは機能に支障のないようにいたします。

(給水装置の維持管理)

6. 配水管分岐から設けられた給水装置で、敷地境界内に第1止水栓を設け、貴職との維持管理境界バルブとします。

給水装置の変更(分岐引込個数の増減等)が生じた場合は、速やかに給水条例に基づく給水装置工事申込みをいたします。

(条例規定の遵守)

7. 寝屋川市水道事業給水条例第21条第1項に規定する給水装置の維持管理を遵守するとともに、特に第1止水栓以降(宅地内)は、当方の責任で維持管理(漏水の防止、修繕工事等)いたします。

申込者(使用者)が給水装置の管理義務を著しく怠ったときは寝屋川市水道事業給水条例第38条第1項第3号の定めるところにより、五万円以下の過料を科することがあります。

(配水管水圧によるポンプ稼働の有無)

8. 配水管水圧の変動により、ポンプが稼働しない場合がありますが、それについて上下水道局に一切異議申し立てしません。

(紛争の解決)

9. 上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結増圧式給水装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、上下水道局に一切迷惑をかけません。

(ブースタポンプの維持管理)

10 直結増圧式給水装置の工事、維持管理について下記の者を指定します。

指定給水装置工事事業者	住 所
	氏 名
	電 話 () -
ブースタポンプ設備管理業者	住 所
	氏 名
	電 話 () -

※当社・当店は、前記申込施設内で発生する給水事故について応急措置を責任をもって行います。